

[総務課関係]

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う
 ≪個人に過重な負担≫



社会全体で子育てを支える
 ≪個人の希望の実現≫

子どもと子育てを応援する社会

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切に

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
- ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
- ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
- ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産

	〔現状〕	〔H26目標値〕
ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 （出生1万人当たり）	22.4床	⇒ 25～30床
〇不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇平日昼間の保育サービス（認可保育所等） （3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人 （75万人（24%））	⇒ 241万人 （102万人（35%））
〇延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
〇病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
〇認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
〇放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

社会的養護の充実

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
〇児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

地域の子育て力の 向上

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇地域子育て支援拠点事業	7100か所 （市町村単独分含む）	⇒ 10000か所
〇ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
〇一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
〇商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

男性の育児参加の 促進

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）* 参考指標
〇男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）* 参考指標
〇6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） * 参考指標

子育てしやすい 働き方と企業の取組

	〔現状〕	〔H26目標値〕
〇第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）* 参考指標
〇次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の
 拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額：約0.7兆円 (平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】

制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円 (平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

H21～26の必要
費用累計額

10兆

(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

すべての子育て家庭支援

その他(社会的養護)

【認可保育所等】 +約3,000億
 【放課後児童クラブ】 + 約300億
 【育児休業給付】 +約1,500億
 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億

【一時預かり】 +約800億
 【妊婦健診】 +約700億
 (注3)
 【地域子育て支援拠点】 +約200億

【社会的養護】

+約200億

制度的見直しを行うと
した場合の機械的試算

○認可保育所の利用料1割とした場合 +約6,900億
 ○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 +約2,000億

※施設整備費 【保育サービス】 +約700億 【放課後児童クラブ】 +約100億 【社会的養護】 +約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

(案)

事務連絡
平成22年2月25日

各都道府県
各指定都市 次世代育成支援対策担当課 御中
各中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室

後期行動計画における目標値設定について

日頃から次世代育成支援対策の推進にご尽力いただき、お礼申し上げます。

今般、少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として、子ども・子育てビジョンが閣議決定（平成22年1月29日）され、今後、平成26年度までの5年間に、政府を挙げて取組を進めることとしています。

本ビジョンにおいては、具体的施策内容と数値目標を盛り込んでおり、このうち、保育等の子育て支援サービスの数値目標については、市町村が後期行動計画策定のために実施したニーズ調査結果の集計値をもとに、潜在需要を含む待機児童解消に向け、平成29年度に見込まれるニーズ量をベースに、計画初年度から段階的に一定の整備量を確保していく考え方により設定しています。

このため、ビジョンにおける平成26年度の数値目標は、市町村における平成26年度目標値の集計値（従来の保育サービス事業量の伸び概ね年約2万人増に対応したものとなっている）を上回るものとなっています。

各自治体におかれては後期行動計画の策定に向けた最終段階にあると考えており、直ちに目標値の見直しをお願いするものではありませんが、サービスの前倒し整備や、定期的に行う計画の実施状況の評価の際に見直しを図るなど、待機児童の早期解消等、地域の子育て支援推進の観点から、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村へも周知いただきますようお願い申し上げます。

子ども・子育てビジョンにおける子育て支援事業の数値目標

	〔現 状 (H20年度)〕	〔H26年度目標値〕	目標値の考え方は
平日昼間の保育サービス 認可保育所等 (受入児童数) ※ [家庭的保育 (受入児童数)]	215万人 * H21年度見込み (3歳未満 75万人; サービス提供割合24%) [0.3万人]	241万人 (3歳未満102万人; サービス提供割合35%) [1.9万人]	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児の4人に1人から、3人に1人の利用 H29年度での3歳未満児のサービス必要量(サービス提供割合44%)の見込みに対し、現状75万人から一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では102万人(同35%)
放課後児童クラブ (受入児童数) ※	81万人 * H21.5 (小学1~3年サービス提供割合21%)	111万人 (小学1~3年サービス提供割合32%)	<ul style="list-style-type: none"> 小学1~3年生の5人に1人から、3人に1人の利用 H29年度でのサービス必要量(小学1~3年のサービス提供割合40%)の見込みに対し、現状81万人から一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では111万人(同32%)
延長等の保育サービス 延長保育等 (受入児童数) ※ [夜間保育 (か所数)] [トワイライトステイ (か所数)]	79万人 * H21年度見込 [77か所] [304か所]	96万人 [280か所] [410か所]	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育、夜間保育、トワイライトステイについて、平日昼間の保育サービス量241万人のうち4割のニーズに対応し、必要なサービス量として96万人
その他の保育サービス 休日保育 (受入児童数) ※ 病児・病後児保育 (延べ利用日数) ※	7万人 * H21年度見込み 延べ31万日	12万人 延べ200万日	<ul style="list-style-type: none"> 平日昼間の保育サービス量241万人のうち約5%のニーズに対応し、必要なサービス量として12万人 平日昼間の保育サービス利用児童数に対し必要な利用日数約400万日のうち、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより200万日
すべての子育て家庭への支援 一時預かり (延べ利用日数) ※ ファミリーサポートセンター (市町村数) 地域子育て支援拠点 (か所数)	延べ348万日 570市町村 7,100か所 * H21年度見込み 市町村単独分含む	延べ3,952万日 950市町村 10,000か所	<ul style="list-style-type: none"> H29年度のサービス必要量に対し、現状348万日から、一定の整備量を確保していくこととし、中間時点のH26年度では延べ3,952万日(年間7日程度) 全国の5割を超える市町村で実施 すべての中学校区で実施

※市町村のニーズ調査の集計結果をもとに、潜在的なニーズに対応

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

〈21年度〉

〈22年度予算案〉

児童育成事業費(事業主提出金財源)

児童育成事業費(事業主提出金財源)

放課後児童健全育成事業
 家庭的保育事業
 病児・病後児保育事業
 一時預かり事業
 地域子育て支援拠点事業
 児童ふれあい交流事業 など

放課後児童健全育成事業
 家庭的保育事業
 病児・病後児保育事業
 延長保育事業 など

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

次世代育成支援対策交付金(一般財源)

仕事と子育ての両立を支援するサービス

延長保育

(特定事業)

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業

(その他事業)

児童ふれあい交流事業

一時預かり事業

地域子育て支援拠点事業

新規事業(子育て支援ネットワーク事業ほか)

(特定事業)

- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業

(その他事業)

388億円

361億円

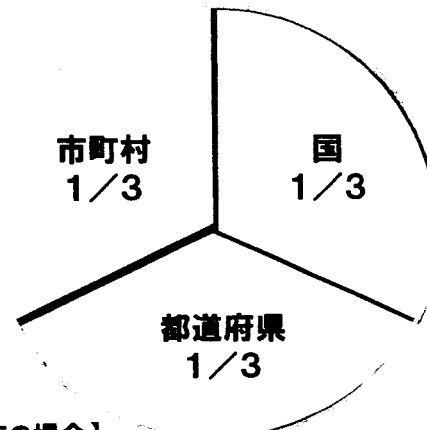
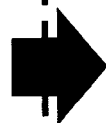
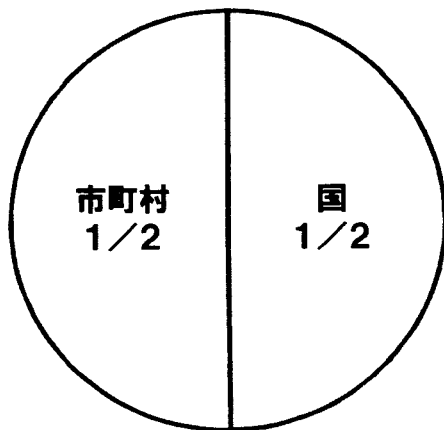
※上記の表は、事業規模をイメージ化したものであり、事業ごとの積算内訳はない。

負担割合の変更について

〈ソフト交付金：一般財源〉

〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉

《延長保育》

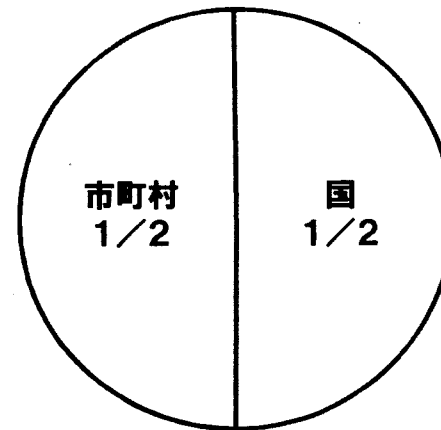
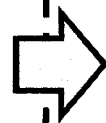
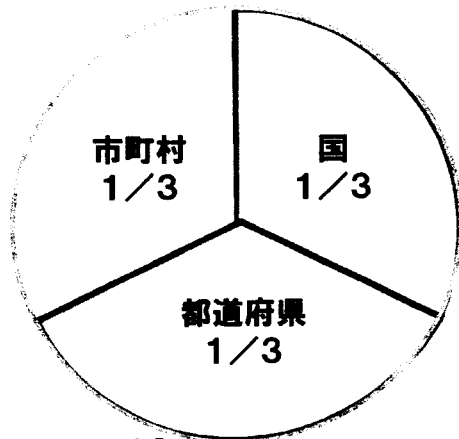


【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

〈児童育成事業費：事業主提出金財源〉

〈ソフト交付金：一般財源〉

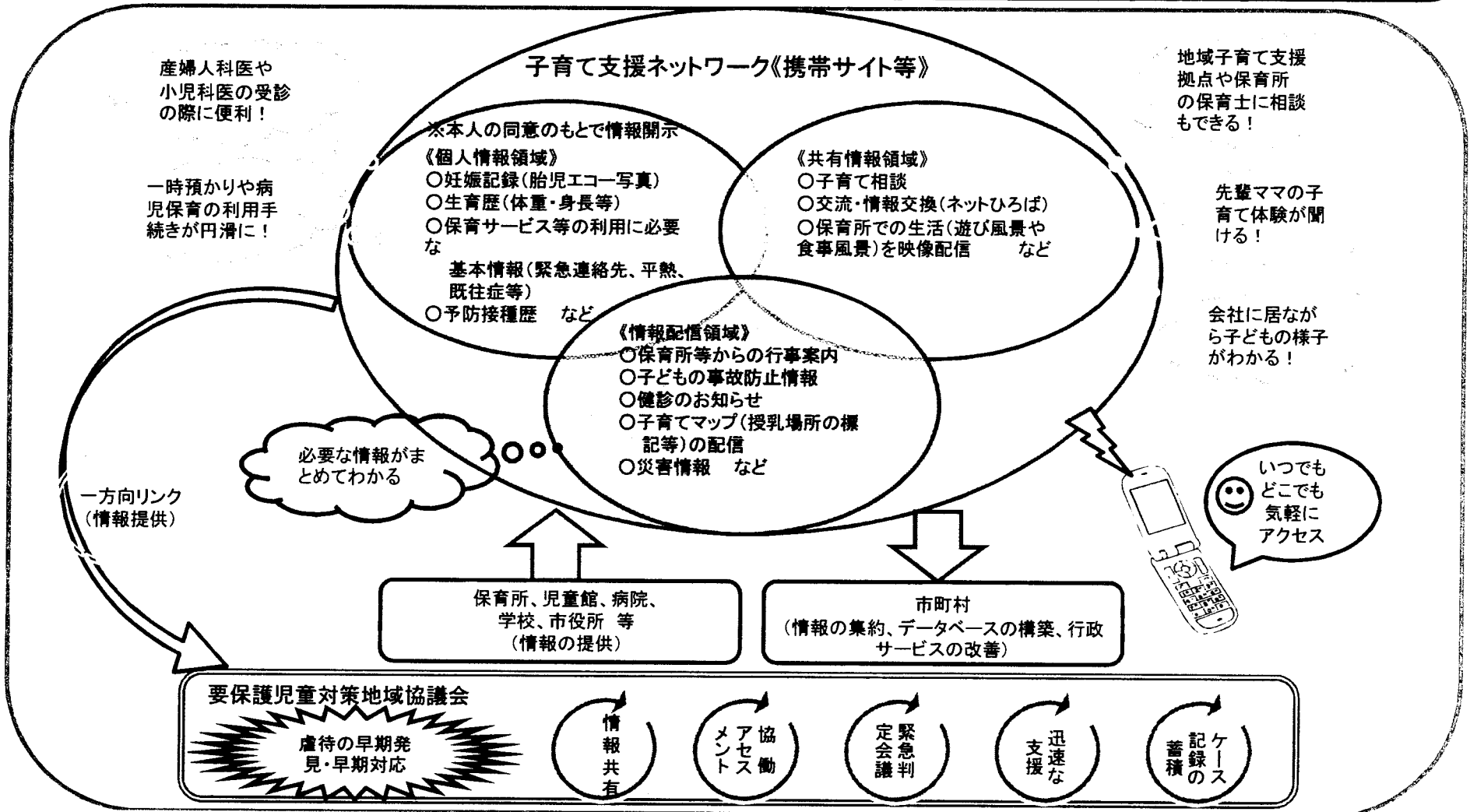
《地域子育て支援拠点、一時預かり、
児童ふれあい交流》



【指定都市、中核市の場合】
国1/3 指定都市・中核市2/3

子育て支援ネットワーク事業（新規）イメージ

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、地域住民参加型の子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図る。
 【既存の子育てサービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている



子どもを守る地域ネットワークの機能強化

【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催
など



(これに加え)

【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

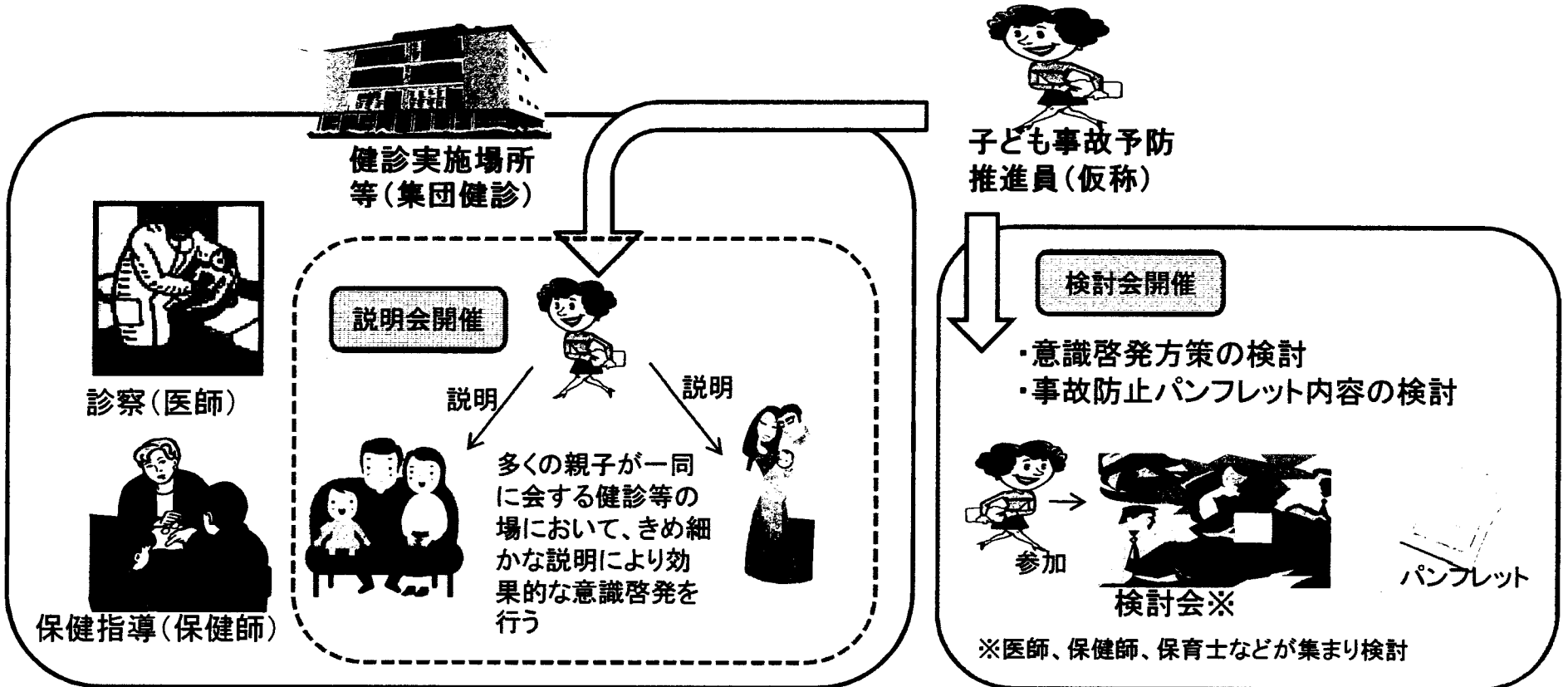
(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化
など

子どもの事故予防強化事業（新規）イメージ

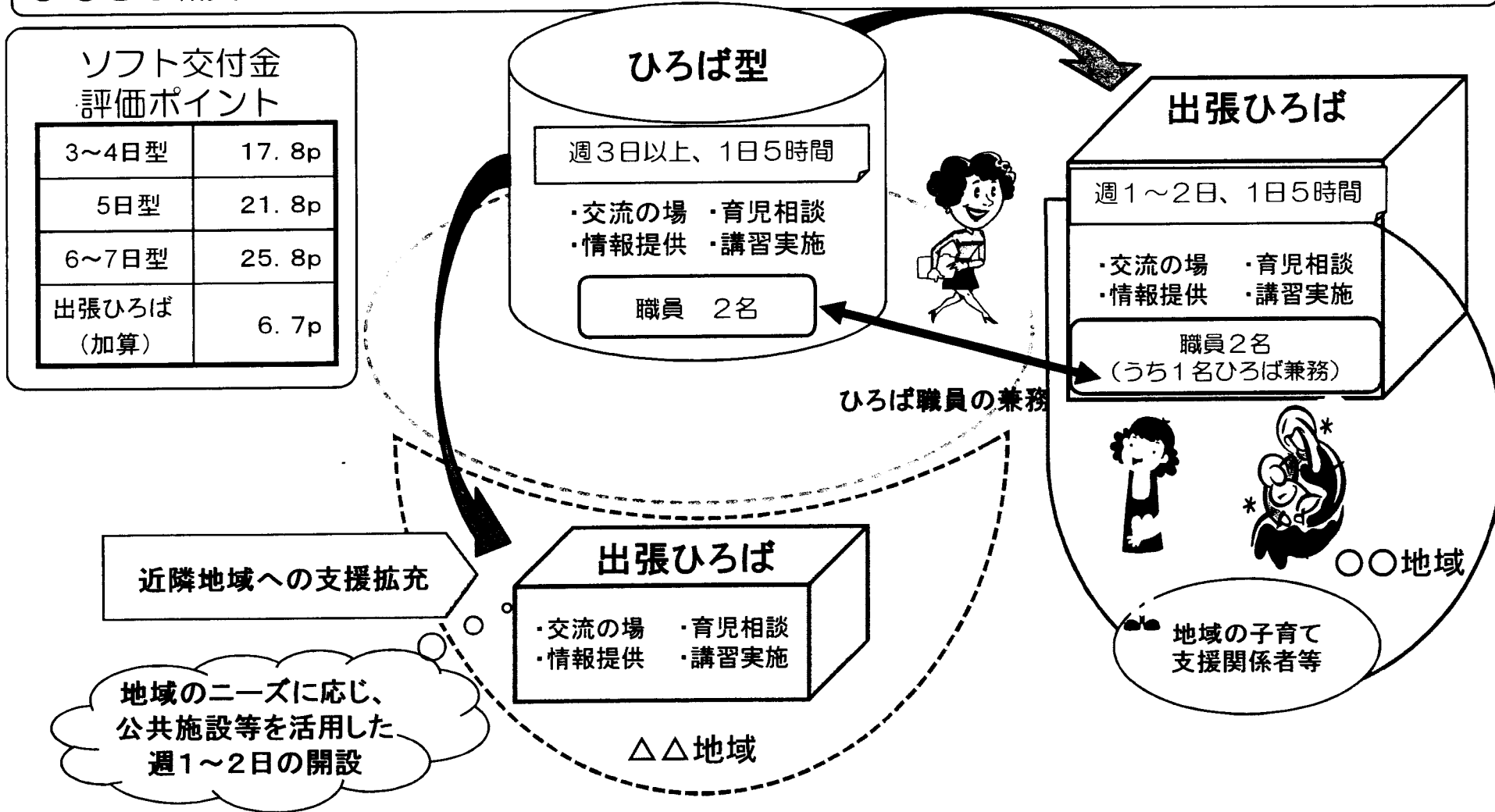
子ども(特に乳幼児)の事故(お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など)の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

事故防止のためのパンフレット等を、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員(仮称)が配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じ、意識啓発方策やパンフレット内容を検討するため事故予防検討会を開催する。



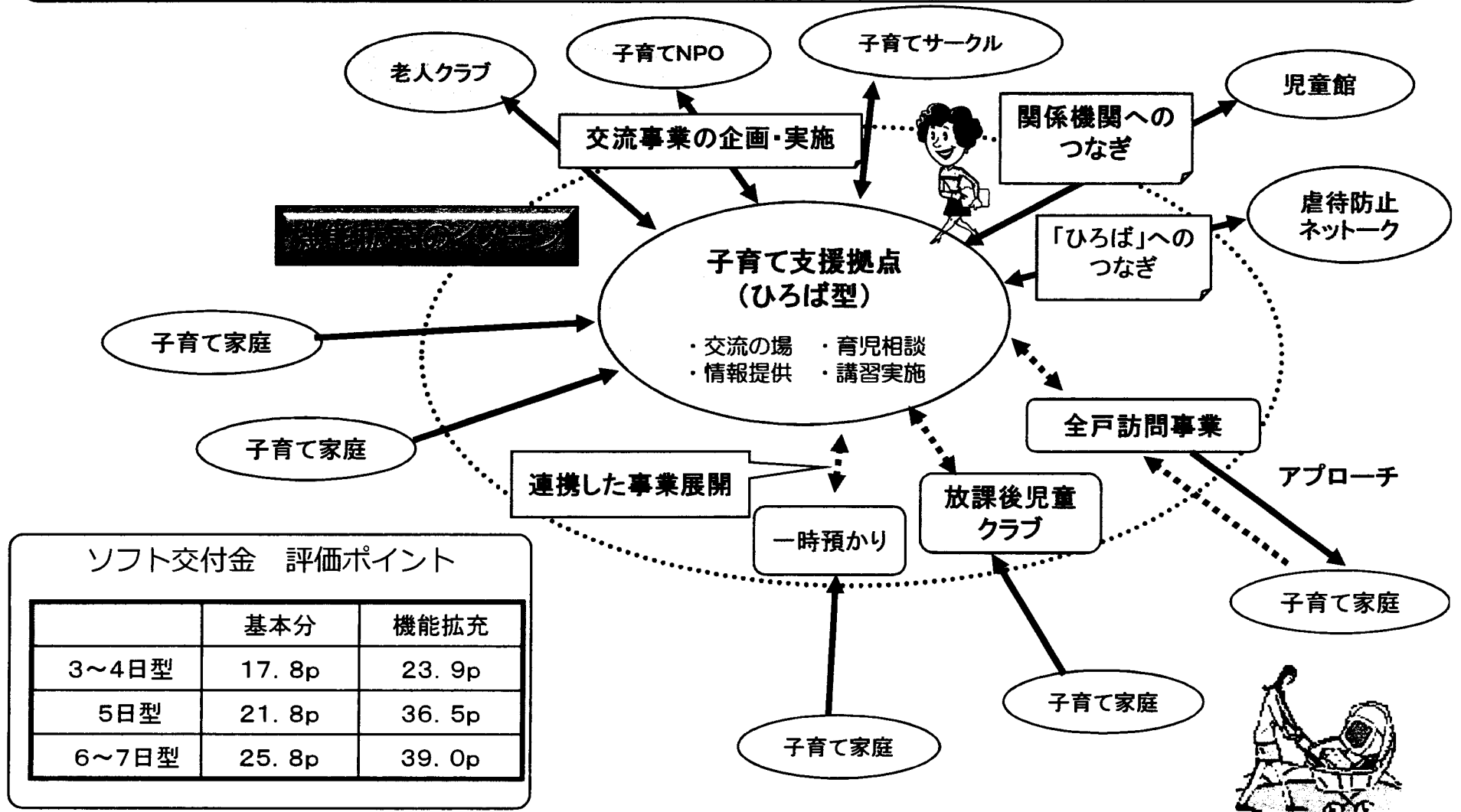
地域子育て支援拠点事業「出張ひろば」の活用について

- 子育て家庭の利用実態等により、常設のひろば開設が困難な場合、開設されている「ひろば型」を核として「出張ひろば」を積極活用し、支援拡充。
- ひろば職員とともに、地域の子育て支援関係者等が子育て親子の交流の場を提供。



地域子育て支援拠点事業「ひろば機能拡充」について

○ ひろば型のうち、地域の子育て支援拠点として、多様な子育て支援活動を実施し、関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行い、機能拡充を図るものについて、別途、機能拡充に係る評価ポイントを設定。



一時預かり事業の実施類型について

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着Ⅱ型)
根 拠	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の2第7項 (第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実 施 主 体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	
対 象 児 童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実 施 場 所	保育所	その他の場所(地域子育て支援拠点等)	
実 施 要 件	設 備 基 準	児童福祉施設最低基準(以下、「最低基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)	規則第36条の35第1号に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
	人 員 基 準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)	規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。 ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
	保 育 内 容	最低基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)	規則第36条の35第3号を準用
補 助 率	定額(1/2相当)		

幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援対策の検討について

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄) ～平成21年12月8日 閣議決定～

6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

① 制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

<具体的な措置>

○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

— 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

— このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進

・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

(ウ) 幼保一体化の推進

・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成22年1月29日
少子化社会対策会議決定

1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

(共同議長) 内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣
内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(構成員) 総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
その他、必要に応じて議長が指名する者

3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

4 スケジュール

平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて
標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

2. 児童虐待防止対策について

(1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成20年度は42,664件と過去最高となっている。また、我が国においては、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる痛ましい事例も生じているところである。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・搜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。(関連資料1)

なお、臨検・搜索等の制度の運用の参考となるよう、実際に制度を実施した自治体の取組概要を、昨年7月に開催した「平成21年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」においてご紹介させていただいたところであるが、運用に当たってなお疑義等が生じた際には、適宜、厚生労働省にご相談いただきたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに努めているところであり、虐待により子どもの命が失われることがないように、児童相談所を中心に、地域全体で重層構造のセーフティーネットを全力を挙げて機能させる取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めてお願いする。

先般、東京都江戸川区で、児童相談所、区、学校などの関係機関が虐待の兆候を把握しながら、児童虐待により小学1年生の子どもが亡くなるという痛ましい事件が発生した。

今後、東京都において、関わりのあった機関の対応上の問題点や再発

防止策について検証が行われることとなるが、虐待の兆候を把握した関係機関同士の十分な連携が図られなかったことが、問題の一つであると考えられるので、現在、文部科学省とも相談しながら、情報共有の仕組みを検討しているところであるので、まとめ次第通知をする。

(2) 児童相談所の体制強化について

ア 児童相談所等の体制強化について

① 児童福祉司の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の充実強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されており、総人件費や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、21年度と同様の措置が行われる予定と聞いている。

なお、21年度においては、標準団体(人口170万人)当たり児童福祉司を30人配置できるだけの経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.7万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司のより一層の積極的な配置をお願いする。(関連資料2)

また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

② 家族再統合等への取組の強化について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者と再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいことである。このため、昨年4月の児童福祉法改正により、児童福祉司等が行う児童又はその保護者に対する指導について、委託先の拡大を図ることとし、様々な資源の活用も含めて家族再統合への取組の充実を図ったところである。

平成22年度予算(案)においては、各地域におけるこうした取組の推進を図るため、以下の補助事業を計上しているのでご活用願いたい。

(7) 民間団体育成事業（児童虐待防止対策支援事業）

保護者指導を受託できる民間団体がいない地域もあることを考慮し、都道府県等においてこうした民間団体を育成するための経費を計上しているので当該民間団体にアドバイザーを派遣したり、保護者指導を既に実施している先駆的な団体に当該団体の職員を派遣し、実地訓練を実施するなどにより、地域の民間団体の育成にご尽力いただきたい。【補助単価：1 都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり年額（案）1,253千円】

(4) カウンセリング強化事業（児童虐待防止対策支援事業）の充実更に、個々の家庭等に応じた家族再統合への取組の強化を図るため、

- 施設入所や一時保護等により親子分離がされているケース又は子どもは在宅しているが保護者が強い育児不安等を抱えるケースに対し、親子での宿泊方式の訓練（子どもへの接し方を学ぶプログラム等）を実施し、親子関係の改善を図るとともに、家庭への復帰の可否等についての見立てを行う「宿泊型事業」

【補助単価：1 児童相談所当たり年額（案）4,355千円】、

- 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるよう、保護者本人やその親族も含めて、当該家族への援助方針についての話し合いを行ったり、同じ悩みを抱える保護者同士でのグループ討議を行う（「ファミリーグループカンファレンス型事業」）【補助単価：1 児童相談所当たり年額（案）3,609千円】を行うための経費を計上した）ので、こうした事業の活用により、きめ細かな家族支援の推進に努められたい。

なお、「宿泊型事業」の実施場所として既存の資源を活用することは差し支えないが、一時保護所の本体整備と併せて「宿泊型事業」専用の居室を設置する場合には、平成22年度予算（案）において次世代育成支援対策施設整備交付金の「親子生活訓練室」の整備加算対象としているので、併せてご活用願いたい。

③ 一時保護所の環境改善について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあること等から、本年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」の中でも、引き続き、「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」を平成26年度までに全都道府県・指定都市・児童相談所設置市において実施することとして

いる。

各地方公共団体におかれては、ハード面については次世代育成支援対策施設整備交付金を、ソフト面については児童虐待防止対策支援事業を活用しながら、そこで過ごす子どもの環境への特段の配慮をお願いしたい。

なお、平成22年度予算（案）においては、次世代育成支援対策施設整備交付金において、②のとおり児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、一時保護中の子どもの学習環境の充実のため、昨年4月、文部科学省と協議の上、各地域における取組の充実について通知を発出したところであるが、引き続き、教育委員会と連携を図り、現職教員の派遣や教員OBの活用、一時保護が長期化する際は区域内の学校への就学などについて検討し、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、十分に留意されたい。

(3) 市町村の体制強化について

ア 地域協議会の機能強化について

平成20年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万3千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、(1)で記述した例にもあるように、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との適切な連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

そのため、平成22年度予算（案）においては、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）により、引き続き、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組等を支援することに加え、新たに、インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催、ケース記録や進行管理台帳等の電子化などによる関係機関の連携強化を図るための取組を支援することとしている。この新たな取組により、日ごろからの関係機関同士の協力関係を維持し易くなるとともに、緊急時における対応協議や情報収集

を迅速に行うことや、各機関が保有する断片的な情報をリアルタイムで共有することにより、早い段階で深刻な状態を判断し易くなることなどが期待されるので、これらも活用しながら地域協議会の更なる機能強化に努めていただきたい。

また、「子ども・子育てビジョン」において、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合」を、平成26年度までに「80%（市はすべて配置）」とすることを数値目標として掲げたところである。これは、調整機関に一人以上の専門職員を配置している市町村の割合を意味しているものであるが、前述の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」を積極的に活用いただく等により、調整機関職員の専門性強化に努めていただくことについて重ねてお願いする。なお、ここでいう「専門職員」とは、児童福祉法施行規則第25条の28第2項に掲げる者を指すものである。

なお、平成21年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、97.6%とほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成21年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,512（84.1%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、996（55.4%）の市町村で実施されているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

これらの事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であることから、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えており、厚生労働省としては、平成21年3月に策定した、両事業にかかる市町村向けガイドラインの普及などにより、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」

という。)と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えている。また、「子ども・子育てビジョン」においても、平成26年度までに、乳児家庭全戸訪問事業については「全市町村」での実施を、養育支援訪問事業については「全市町村での実施を目指す」との数値目標を掲げたところであるので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いする。(関連資料3)

(4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施するなどにより、市町村の専門性向上について配意を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。(関連資料4)

(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成22年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞等)による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月23日(祝・火)に広島市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジリボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)の優先採択としており、現在、22年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われたい。

(6) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の改正児童虐待防止法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、平成21年6月より、法務省が主となり、学者、弁護士、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」において、親権制度の見直しにかかる問題点や課題等を検討してきたところであり、本年1月に報告書がとりまとめられたところである。これを受け、法務省においては、本年2月5日に、児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しについて法制審議会への諮問を行い、今後、部会を設けて検討することとされた。また、厚生労働省においては、法務省の動きと合わせて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、2月17日に開催された社会保障審議会児童部会において「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」を設置し、今後、概ね1年をかけて本専門委員会において検討を進めることとしている。（関連資料5）

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①次世代育成支援対策施設整備交付金について

平成22年度予算(案)においては、児童養護施設等の整備や小規模化等の環境改善を推進するため、約50億円計上したところである。また、児童入所施設の小規模グループケア加算を創設するとともに、児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充する。交付基礎点数については、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算において予算化された安心こども基金において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに先般成立した平成21年度第2次補正予算においては、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしている。

③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図らねたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号)など

④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥財産処分の承認基準の見直し

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図ったところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

(2) 児童福祉施設等の運営について

①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願い

いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③感染症の予防対策等について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

ア 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、新型インフルエンザ対策本部決定の「基本的対処方針」及びその運用指針等により、感染の拡大状況に応じた対策が行われているところであり、児童福祉施設における対応についても感染予防対策やサーベイランス体制への協力などについて、各種通知・事務連絡により適切な対応をお願いしているところである。各都道府県等においては常に新型インフルエンザに係る最新の情報を収集し管内児童福祉施設等における感染予防対策に係る指導及び周知を図られるようお願いする。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 保育所における感染症対策ガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/za/0831/d01/d01.pdf>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」(平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑤児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を发出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を发出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑥被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところである。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

⑦社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められている。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っているところである。

社会福祉法人会計基準の見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から昨年末に送付した素案に関し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出してまいりたい。

なお、社会福祉法人の新会計基準（素案）の概要については、3月2日に開催される社会・援護局関係主管課長会議の資料を参照されたい。

(3) 社会福祉施設等の防災対策について

①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設

備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

（なお、乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設

を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成21年に実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は42.6%（前年36.1%）、耐震化率は64.8%（前年61.4%）に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。（関連資料6）

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成22年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について(通知)」(平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第091101号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところである。

また、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表

したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるように施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般に

わたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に昨年会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。